

岩手県市町村総合事務組合条例第8号（令和5年2月15日公布）

市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、</u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員、単純労働に雇用される一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく組合市町村等の条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服するもの（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員、単純労働に雇用される一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第13条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく組合市町村等の条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので</p>

改正前	改正後
<p>、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 定年前に退職する意思を有する職員の募集（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に限る。）に応募し</p>	<p>、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 定年前に退職する意思を有する職員の募集（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に限る。）に応募し</p>

改正前	改正後
<p>、任命権者から当該応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて、任命権者が定めた退職すべき期日に退職した者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条の3 第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において</p>	<p>、任命権者から当該応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて、任命権者が定めた退職すべき期日に退職した者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条の3 第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において</p>

改正前			改正後		
<p>定められているその者に係る定年から<u>15</u>年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>定められているその者に係る定年から<u>20</u>年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)
第5条第1項及び第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)	(略)
第6条第2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	(略)	(略)	(略)
第6条第2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められて	(略)	(略)	(略)

改正前			改正後		
		いるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、			
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	(略)	(略)	(略)
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合における</p>			<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合における</p>		

改正前	改正後
<p>その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間及び育児短時間勤務その他これに準ずる事由により勤務をした期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職</p>	<p>その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間及び育児短時間勤務その他これに準ずる事由により勤務をした期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第10条第3項において</u>「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下<u>この項及び第5項において</u>「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職</p>

改正前	改正後
<p>に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後</p>	<p>に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後</p>

改正前	改正後
<p>において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下この項、次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（以下この項、次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の一部の返納を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下この項、次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（以下この項、次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部の返納を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部の返納を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下<u>この項から第6項までに</u>において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当</p>

改正前	改正後
<p>当の受給者の相続財産の額のうち当該退職手当の受給者の相続人が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び前項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退</p>	<p>該退職手当の受給者の相続財産の額のうち当該退職手当の受給者の相続人が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び前項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除</p>

改正前	改正後
<p>職手当額を除く。)の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑</p>	<p>く。)の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑</p>

改正前	改正後
<p>に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条</p>	<p>に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行う</p>

改正前	改正後
<p>第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p>	<p>ものとする。ただし、第15条第1項ただし書及び第1項ただし書に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の一部に相当する額の納付を命ずる処分にとどめることができるものとする。</p>
<p>6～8 （略）</p>	<p>6～8 （略）</p>
<p>附 則 1～14 （略）</p>	<p>附 則 1～14 （略）</p>
<p>15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の2及び第9条中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第15項」とする。</p>	<p>15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3まで及び附則第19項から第27項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の2及び第9条中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第15項」とする。</p>
<p>16 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第9条中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第16項」とする。</p>	<p>16 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第9条中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第16項」とする。</p>
<p>17 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。この場合において、第9条</p>	<p>17 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第20項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。この場合に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第17項」とする。</p>	<p>において、第9条中「第6条の10」とあるのは、「第6条の10並びに附則第17項」とする。</p>
<p>18 (略)</p>	<p>18 (略)</p>
	<p><u>19 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第19項」とする。</u></p>
	<p><u>20 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第20項」とする。</u></p>
	<p><u>21 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う組合市町村等で定める職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の組合市町村等の職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）において定年</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の年齢を65歳とする職員に相当する職員</u></p> <p>(2) <u>組合市町村等の職員の定年等に関する条例において定年の年齢を66歳以上とする職員</u></p> <p>(3) <u>給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員</u></p> <p>22 <u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う組合市町村等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>23 <u>当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者に対する第6条の3及び第6条の7の規定の適用については、第6条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を60歳とする職員に相当する職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあっては60歳とし、附則第21項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を66歳以上とする職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員にあっては令和5年旧職員定年条例に定める年齢とし、附則第21項第3号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項</u></p>

改正前	改正後
	<p>及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の7の表第6条の5の項、第6条の6第1号の項及び第6条の6第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者（令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を60歳とする職員に相当する職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあっては60歳とし、附則第21項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を66歳以上とする職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員にあっては令和5年旧職員定年条例に定める年齢とし、附則第21項第3号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>24 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第6条の3及び第6条の7の規定の適用については、第6条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の7の表第6条の5の項、第6条の6第1号の項及び第6条の6第2号の項中</p>

改正前	改正後								
	<p data-bbox="837 237 1422 483">「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 495 1422 1429"> <tr> <td data-bbox="837 495 1134 909">附則第21項各号に掲げる職員以外の者(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を60歳とする職員に相当する職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。)</td> <td data-bbox="1136 495 1422 909">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 911 1134 1003">附則第21項第1号に掲げる職員</td> <td data-bbox="1136 911 1422 1003">65歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1005 1134 1330">附則第21項第2号に掲げる職員(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を66歳以上とする職員に相当する職員に限る。)</td> <td data-bbox="1136 1005 1422 1330">令和5年旧職員定年条例に定める年齢</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1332 1134 1429">附則第21項第3号に掲げる職員</td> <td data-bbox="1136 1332 1422 1429">規則で定める年齢</td> </tr> </table> <p data-bbox="805 1442 1422 2047">25 <u>当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第6条の3の規定の適用については、第5条第1項第5号及び第6条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条第1項第5号、第6条第1項第3号及び第8号中「定年」とあり、及び第6条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字</u></p>	附則第21項各号に掲げる職員以外の者(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を60歳とする職員に相当する職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	60歳	附則第21項第1号に掲げる職員	65歳	附則第21項第2号に掲げる職員(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を66歳以上とする職員に相当する職員に限る。)	令和5年旧職員定年条例に定める年齢	附則第21項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢
附則第21項各号に掲げる職員以外の者(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を60歳とする職員に相当する職員であって附則第21項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	60歳								
附則第21項第1号に掲げる職員	65歳								
附則第21項第2号に掲げる職員(令和5年旧職員定年条例において定年の年齢を66歳以上とする職員に相当する職員に限る。)	令和5年旧職員定年条例に定める年齢								
附則第21項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢								

改正前	改正後
	<p>句とする。</p> <p>26 <u>当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第6条の7の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の7の表第6条の5の項、第6条の6第1号の項及び第6条の6第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第24項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>27 <u>当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第6条の7の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第6条の7の表第6条の5の項、第6条の6第1号の項及び第6条の6第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p><u>28 当分の間、職員が60歳に達した日以後最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合（定年の定めのない職を退職した場合を除く。）において、同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第5条から第6条の2まで、第6条の6及び第6条の10並びに附則第15項、第17項、第19項及び第20項の規定により計算した退職手当の額が、第5条から第6条の2まで、第6条の6及び第6条の10並びに附則第15項、第17項、第19項、第20項及び第22項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和38年岩手県市町村総合事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。<u>ただし附則第2項の改正規定は、昭和38年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2</u> <u>先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で国家公務員退職手当法施行令附則第6項の規定に基づく大蔵省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い、昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となった日)の前日までの間に他に就職しなかつた者を含む。)</u>が、その退職の後法令の規定又は特別の手續きによりこれらの措置が解除さ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>れた日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合</u><u>にあつては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引続いたものとみなす。</u></p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	